

< 公的料金（特許印紙代） >

特許印紙代は、特許庁に支払う料金のことです。商標登録にかかる費用は、商標出願時に必要な特許印紙代、商標登録時に必要な特許印紙代があります。

商標出願時に必要な特許印紙代

出願区分数	特許印紙代
1 区分	21,000 円
2 区分	36,000 円
3 区分	51,000 円
4 区分	66,000 円

商標登録時に必要な特許印紙代

出願区分数	特許印紙代（5 年分）	特許印紙代（10 年分）
1 区分	21,000 円	66,000 円
2 区分	36,000 円	132,000 円
3 区分	51,000 円	198,000 円
4 区分	66,000 円	264,000 円

初回登録時の費用を抑えるために前期・後期の5年ごとに分割して納付できる分納制度を利用ができます。一括納付した場合は、割安になります。

登録査定が出た後、この費用を払うことで商標登録となります。登録・更新の際には、この10年分の登録料を一括して納付しなければなりません。